平成２３年（再ロ）第２号

大分県竹田市大字向山田948番地１

再生債務者　後藤　良江

１　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年５月17日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月31日から平成23年６月14日まで

大分地方裁判所竹田支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

岐阜県海津市平田町仏師川111番地

再生債務者　河合　　弘

１　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月25日から平成23年６月１日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

堺市堺区南花田口町２丁３番10―201号

再生債務者　生野　雅也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月25日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年５月17日まで

平成23年４月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１９年（再ロ）第６号

静岡県浜松市中区高丘北４丁目７番16号

再生債務者　高橋　良治

１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年４月12日付け変更再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年５月10日まで

平成23年４月19日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第５号

栃木県足利市利保町２丁目22番地８

再生債務者　齋藤　正春

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日

宇都宮地方裁判所足利支部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

平成 23 年４月 28 日

公立学校共済組合理事長　矢野　重典

（再任）　理事　　松元　昭憲

任期満了年月日　平成23年４月15日

任　命　年　月　日　平成23年４月16日

日本郵政共済組合定款の一部変更について

平成 23 年３月 31 日　　日本郵政共済組合代表者　齋藤　次郎

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

第31条第１項の表中「$\frac{32.30}{1,000}$」を「$\frac{38.30}{1,000}$」に、「$\frac{4.47}{1,000}$」を「$\frac{5.30}{1,000}$」に、「$\frac{64.60}{1,000}$」を「$\frac{76.60}{1,000}$」に、「$\frac{8.94}{1,000}$」を「$\frac{10.60}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{32.30}{1,000}$」を「$\frac{38.30}{1,000}$」に、「$\frac{4.47}{1,000}$」を「$\frac{5.30}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月一日

掲載頁　七十貢（号外第七十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月一日

掲載頁　七十貢（号外第七十号）

平成二十三年四月二十八日

秋田県にかほ市象潟目野字中山七番地

（甲）積進工業株式会社

代表取締役　佐藤　濬雄

秋田県秋田市仁井田本町六丁目四番二三号

（乙）株式会社秋田エスケイケイ

代表取締役　佐々木英功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有し及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月三十一日

掲載頁　九十二貢（号外第一二三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月三十一日

掲載頁　九十二貢（号外第一二三号）

平成二十三年四月二十八日

群馬県高崎市吉井町神保七二二番地

（甲）株式会社フォーティーン

代表取締役　廣田　文雄

東京都品川区西五反田二丁目一四番二号

（乙）株式会社コンセプト

代表取締役　廣田　文雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月四日

掲載頁　八十五貢（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月四日

掲載頁　八十五貢（号外第一六三号）

平成二十三年四月二十八日

東京都中央区京橋一丁目一八番一号

（甲）新日本アグリシステム株式会社

代表取締役　村上　信一

千葉県成田市滑川一二四五番地

（乙）ファーテック株式会社

代表取締役　田口　裕亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.notc.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月八日

掲載頁　一一五貢（号外第七十五号）

平成二十三年四月二十八日

東京都千代田区大手町二丁目六番三号

（甲）ＪＸ日鉱日石トレーディング株式会社

代表取締役　平山　芳樹

東京都千代田区飯田橋二丁目一番五号

（乙）ＪＸ日鉱日石教育情報センター株式会社

代表取締役　森　　哲夫